

特許権	判決年月日	令和元年 7 月 22 日	担当部	知財高裁第 3 部
	事 件 番 号	平成 3 0 年(行ケ)第 1 0 1 3 1 号, 同第 1 0 1 2 6 号		
○ 発明の名称を「医薬品相互作用チェック装置」とする発明について, 進歩性を欠如するとはいえないとした事例。				

(事件類型) 審決(無効・一部不成立)取消 (結論)審決取消

(関連条文) 特許法 29 条 1 項 2 号, 同条 2 項

(関連する権利番号等) 特許第 4537527 号

判 決 要 旨

1 本件は, 名称を「医薬品相互作用チェック装置」とする発明に係る特許の無効審判請求を一部不成立とした審決の取消訴訟である。審決は, 引用発明 1 及び 2 に基づく新規性, 進歩性欠如について否定し, 引用発明 3 に基づく進歩性欠如について, 本件発明 1～4, 6, 8 記載の発明について進歩性欠如を認めて無効とし, 本件発明 5, 7, 9 の発明については進歩性が欠如するとはいえず無効審判請求は成り立たないとした。

本件の主たる争点は, 引用発明 3 に基づく進歩性の有無等である。

2 本判決は, 次のとおり, 引用発明 3 と本件発明 1 の相違点の認定に誤りがあるとして, 本件発明 1 及びこれを直接又は間接に引用する本件発明 2～4, 6, 8 を無効とした審決を取り消した。

(1) ア 本件発明 1 の「相互作用マスタ」は, 「一の医薬品」及び「他の一の医薬品」が販売名(商品名)か一般名かこれを特定するコードや, 薬効, 有効成分及び投与経路を特定することができるコードのレベルの概念で統一して格納され, ① A 薬品から見た B 薬品の相互作用が発生する組み合わせについての情報と, ② B 薬品から見た A 薬品の相互作用が発生する組み合わせについての情報とは, データとして個々別々のものとして格納され, また, ① A 薬品から見た B 薬品に関する相互作用が発生する組み合わせについての情報と, ③ A 薬品から見た C 薬品の相互作用が発生する組み合わせについての情報とも, データとして個々別々のものとして格納されるものである。これに対し, 引用発明 3 の相手テーブル部の一般名コード, 薬効分類コード, BOX コードの各欄には, 必ずしもすべてにコードが格納されているとは限らない。

したがって, 引用発明 3 の「医薬品相互作用チェックテーブル 105」と, 本件発明 1 の「相互作用マスタ」とは, 「一の医薬品から見た他の医薬品の相互作用が発生する組み合わせを個別に格納する相互作用をチェックするためのマスタ」である点で共通するが, 本件発明 1 が「一の医薬品から見た他の一の医薬品の場合と, 前記他の一の医薬品から見た前記一の医薬品の場合の 2 通りの主従関係で, 相互作用が発生する組み合わせを格納する」のに対し, 引用発明 3 では, 「一の医薬品から見た他の医薬品の一般名コード, 薬効分類コード, BOX コードかの少なくともいずれかについて, 相互作用が発生する組み合わせを格納し, また, 他の一の医薬品から見た医薬品の一般名コード, 薬効分類コード,

BOXコードかの少なくともいずれかについて、相互作用が発生する組み合わせを格納する」点で相違する。

イ 本件発明1は「自己医薬品と相手医薬品との組み合わせ」と、「相互作用マスタに登録した医薬品の組み合わせ」についての合致の有無を判断するものであるのに対し、引用発明3は、①医薬品相互作用チェックテーブル105において、「自己テーブル部」に、「自己医薬品」に係る「一般名コード」、「薬効分類コード」、「BOXコード」が存在するかをそれぞれ検索し、②いずれかのコードが存在していれば、処方医薬品相互作用チェックテーブルTの形態で「一時記憶テーブル110」に記憶し、③「一時記憶テーブル110」に記憶したデータの「相手テーブル部」に、「相手医薬品」に係る「一般名コード」、「薬効分類コード」、「BOXコード」が存在するかをそれぞれ検索し、④いずれかのコードが存在していれば、「自己医薬品」と「相手医薬品」とが相互作用を有する組み合わせが存在すると判断するものである。

そうすると、引用発明3の「検索処理」と本件発明1の「相互作用チェック処理」とは、いずれも、「入力された新規処方データの各医薬品を自己医薬品及び相手医薬品とし、自己医薬品と相手医薬品の組み合わせについて、相互作用をチェックするためのマスタに基づいて相互作用をチェックするための処理」を実行する点で共通するものの、引用発明3の「検索処理」は、自己医薬品と相手医薬品と間で、一般名コード、薬効分類コード、BOXコードのいずれかの組み合わせが存在すれば相互作用を有する組み合わせであると判断するものであり、自己医薬品と相手医薬品との組み合わせと相互作用マスタに登録した医薬品の組み合わせとの、医薬品の組み合わせ同士の合致を判断しているとはいえないから、本件発明1の「自己医薬品と相手医薬品との組み合わせと相互作用マスタに登録した医薬品の組み合わせが合致するか否かを判断することにより、相互作用チェック処理を実行する」「相互作用チェック処理」とは相違する。

ウ 以上によれば、審決は、本件発明1と引用発明3の相違点の認定に際し、相違点を看過したものであり、相違点の認定の誤りがあるというべきである。

(2) 相互作用をチェックするための処理について、引用発明3においては、自己医薬品について、一般名コード、薬効分類コード、BOXコードのそれぞれについて検索を行い、相手医薬品についても、一般名コード、薬効分類コード、BOXコードのそれぞれについて検索を行うため、6回の検索が必要であり、一時記憶テーブルを必要とするのに対し、本件発明1においては、医薬品と医薬品の組み合わせ同士の合致を判断するため、1回の検索（双方向の検索をそれぞれ別の検索と考えても2回の検索）により行うことができる。

また、得られる検索結果について、本件発明1においては、処方された医薬品の組み合わせと相互作用をチェックするためのマスタに登録された医薬品の組み合わせとが合致したものを検索結果とするのに対し、引用発明3においては、医薬品相互作用チェックテ

ブル 1 0 5 に登録された自己医薬品と相手医薬品の一般名コードが一致するものだけではなく、自己医薬品と薬効分類コードや BOX コードの一致する他の医薬品の相互作用チェックテーブルも一時記憶テーブルに記憶し、相手医薬品の一般名コード、薬効分類コード、BOX コードが存在するかを検索するため、薬効分類コード、BOX コードのいずれかのみ的一致するものも検索結果とし、本件発明 1 よりも多くの検索結果を得るものと解され、両発明において得られる検索結果は異なる。

このように、引用発明 3 は、添付文書の相互作用の項目に記載された医薬品の情報をそのままコード化してデータベースを構築し、相互作用をチェックするための処理において、データベースの各項目（一般名、薬効、BOX）それぞれについて検索を行うことにより漏れのない相互作用チェックを行うのに対し、本件発明 1 は、添付文書の相互作用の項目に記載された医薬品の情報に基づいて医薬品と医薬品との組み合わせについてデータベースを構築し、相互作用チェック処理においては、医薬品と医薬品との組み合わせのみで単純に検索するため、1 回の検索（双方向の検索をそれぞれ別の検索と考えても 2 回の検索）で相互作用チェックできるというものであるから、両発明はその技術思想を異にするものである。

上記(2)の相違点に係る構成を開示する他の証拠も示されていないから、この構成を、当業者が容易に想到し得たとはいえない。